

## 心身障がい者医療費助成制度の早期創設を求める意見書

すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、地域で支え合いながら共に暮らす社会を実現するためには、障がい者の経済的な基盤の確立が不可欠である。

こうした中、全国の自治体では、重度心身障がい者を対象とした心身障がい者医療費助成制度を実施しているが、医療費助成制度は各自治体の単独事業であることから、厳しい財政状況の下、その対象や内容には自治体間格差が生じている。また、支給方法も窓口での負担のない現物給付と助成申請の手続きを要する償還払いに分かれており、とりわけ償還払いは一旦治療費を支払う経済的負担に加え、障がい者の中には手続きが困難な方も多く、大きな負担となっている。

こうした状況にもかかわらず、償還払いを行う自治体があるのは、現物給付による医療費助成を行う自治体に対して、国が国民健康保険の国庫負担減額調整措置を講じていることにも要因があり、当該措置は直ちに廃止すべきである。

そもそも、心身障がい者医療費助成制度について、自治体の財政力等により格差を生むことは望ましくなく、本来医療保険制度を担う国が全国一律に実施すべきである。

よって、国におかれては、障がいのある方がいつでもどこでも現物給付により助成を受けられる制度を早期に創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月13日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	高市	早苗	様
厚生労働大臣	加藤	勝信	様
内閣官房長官	菅	義偉	様

石川県志賀町議会議長 寺井 強